

第三次宇佐市総合計画策定支援業務委託 仕様書

1 業務名 第三次宇佐市総合計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、第二次宇佐市総合計画（以下「現行計画」という。）が令和8年度をもって計画期間が終了することから、令和9年度から令和18年度までを計画期間とする第三次宇佐市総合計画（以下「次期計画」という。）を策定するものであり、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題及び新市政におけるまちづくりの方向性を踏まえつつ、幅広く市民の意見等を取り入れることで、新しい時代にふさわしいまちづくりの指針とするとともに、策定後の進行管理を効果的かつ効率的に実施することのできる次期計画の策定を目的としている。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月10日まで

4 履行場所

宇佐市役所（本庁）

5 次期計画の策定に関する基本的な考え方

- （1）現行計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重点的に取り組むことや優先して取り組むことの明確化をするなど、戦略性のある計画内容とする。
- （2）本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、時代の潮流や社会経済情勢、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応した計画内容とする。
- （3）計画の構成については、現行計画を踏まえつつ、市民に分かりやすい体系や表現とする。
- （4）PDCAサイクルを活用した適切な進行管理や施策効果を把握するための適切なKPIを設定するなど、効果的かつ効率的な事業展開を図ることができる計画内容とする。
- （5）将来予想される課題、新たな行政需要を可能な限り想定し、それに対応する施策を取り入れた計画内容とする。
- （6）各行政分野の施策が一体となって総合的な行政効果が発揮できるよう、各施策相互の関連性を十分に検討するとともに、有機的な連携に配慮した計画内容とする。

6 計画の概要

（1）基本構想

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいい、計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年とする。

（2）基本計画

基本構想に基づき市の行政分野全般にわたる施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいい、計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年とする。

7 業務の内容

以下の業務は、次期計画の策定において概ね必要と思われる事項を示したものであるが、業務内容はプロポーザルにより決定した受託者の企画提案に応じて調整を行う。

上記２の業務の目的及び５の基本的な考え方の内容の達成に、より効果的な手法がある場合は、プロポーザルの企画提案として積極的に提案すること。

(１) 市の現況把握及び構造の分析

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理する。その結果は、次期計画策定の基礎とする。

(２) 将来人口の推計

直近の国勢調査や住民基本台帳等に基づき将来人口を推計する。その結果は次期計画の目標人口設定の資料とする。

(３) 住民アンケート調査結果の反映

総合計画策定のための基礎調査として、令和６年度に実施済みの住民アンケート調査結果から課題を整理する。その結果は、次期計画策定の基礎とする。

(４) 新市政におけるまちづくりの方向性の把握等

新市政におけるまちづくりの方向性を次期計画に的確に反映させるため、市長インタビューを実施するとともに、その実現にあたっての課題等を整理する。インタビュー項目の提案や、とりまとめ等を行う。その結果は、次期計画策定の基礎とする。

(５) 現行計画の施策評価等

現行計画の各施策の進捗状況等の調査を実施し、現行計画における問題・課題を抽出するとともに、その整理・分析等を行う。調査項目の提案やシートフォーマットの作成、調査結果のとりまとめ等を行うとともに、必要に応じて、各課へのヒアリングを実施する。これらの結果は、次期計画策定の基礎とする。

(６) 住民ワークショップ

住民参画の一環として、将来のまちづくりを住民とともに考えるためのワークショップの実施を支援する（２回程度を想定）。必要な支援として、企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等を行う。その結果を整理し、次期計画への反映を検討する。

(７) 基本構想の策定

(１) から (６) までを踏まえて基本構想素案を作成し、事務局との打合せや審議会等での審議等を踏まえて補正・修正を行う。

(８) 基本計画の策定

(１) から (７) までを踏まえて基本計画素案を作成し、事務局との打合せや審議会等での審議等を踏まえて補正・修正を行う。

(９) K P I の設定等

次期計画の適切な進行管理や施策効果を的確に把握するため適切なK P I の設定の支援を行う。また、今後限られた財源の中で効率的かつ効果的な施策・事業を実施するため、証拠に基づく政策立案（E B P M. Evidence-based Policy Making）の考え方を庁内に浸透・定着させるための支援も行う。

K P I ・ E B P Mに関する基礎知識の習得、K P I や目標設定の手法についての職員向けの講義等を想定しているが、より効果的な手法がある場合は、プロポーザルの企画提案として積極的に提案すること。

※ 現行計画におけるK P I（現行計画において「目標指標」と表記）は、その設定について庁内で統一された考え方や基準がないこと等から、各施策の達成度を適切に把握できるK P I が設定されていないものがあり、総合計画の適切な進行管理の観点で課題となっている。また、限りある財源の中で効率的かつ効果的に施策・事業を推進する必要がある、E B P Mの考え方の庁内への浸透等が課題となっている。

(10) パブリックコメント

基本構想及び基本計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリックコメントの実施に対して支援（実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、次期計画への反映の検討等）を行う。

(11) 庁内会議及び審議会

庁内会議及び審議会の運営支援を行う。ともに４回程度を想定するが検討、審議の状況によっては増減があり得る。運営支援は、会議等に出席して運営支援をするほか、資料作成、議事録要

旨の作成、進め方（議事の設定等）の助言などとする。なお会議等への出席については、協議の上必要ないとする場合は、不要とする。

(12) 概要版の原稿作成

確定した基本構想及び基本計画を踏まえ、次期計画の内容を要約した概要版の原稿を作成する。住民目線でわかりやすくとりまとめる。

(13) 計画書及び概要版の印刷原稿版下データの作成

次期計画の計画書及び概要版の印刷原稿版下データを、以下の仕様に基づき作成する。ホームページ公開用のPDFデータも用意する。

《計画書の版下データ》

A4判、150頁程度（資料編は除く）、オールカラー、デザインレイアウトを含む。

《概要版の版下データ》

A4判、8頁、オールカラー、デザインレイアウトを含む。

《共通》

版下データの作成にあたって、市民にわかりやすく親しみがあるデザインとなるよう「Illustrator」や「InDesign」等のDTPソフトでデザインレイアウトを行うこと。

(14) 協議

業務開始時、中間、終了時の3回に加え、必要に応じて協議を行う。

8 成果品等

成果品は以下のとおりとする。

(1) 業務報告書（1部）及びその電子データ一式

(2) 計画書及び概要書の版下データ一式

※ 計画書版下データについては、次期計画の策定について議会の議決が必要であり、その提案に必要となるため、令和9年1月10日を期限として、協議により定める日までに納品すること。

9 業務の進め方

(1) 受託者は、本業務を進めるにあたって、契約締結後、進め方や資料確認などについて、宇佐市と十分な協議を行いながら進めるものとする。

(2) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守するとともに、個人情報を取り扱う場合は、適正に取り扱うものとする。

10 権利関係

(1) 本業務に係る成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利は全て宇佐市に帰属する。

(2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負う。

11 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、宇佐市と受託者協議のうえ決定するものとする。